

福監第25927号
令和7年11月14日

福崎町長 尾崎吉晴様
福崎町議会議長 竹本繁夫様
福崎町教育長 高橋涉様
福崎町公営企業管理者 福永聰様

福崎町監査委員 村上隆文

福崎町監査委員 中田貴子

令和7年度上半期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

この監査の結果に基づき、措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、報告してください。

令和7年度上半期定期監査報告書

第1 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

第2 監査の実施日

令和7年11月13日、14日

第3 監査の対象

一般会計、特別会計、基金、一時借入金
水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計

第4 監査実施項目

- ・各会計上半期の予算執行状況について
- ・各会計歳入・歳出伝票の確認について
- ・公金の収納状況について
- ・基金及び借入金の残高確認について
- ・上半期の入札結果について
- ・工事進捗状況について
- ・令和6年度決算審査意見書中、審査の意見に係る取り組み状況について
- ・その他

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第6 監査の方法

令和7年度上半期定期監査は、提出された各会計收支計算書、上半期収入・支出状況、公金の収納状況、各基金運用状況、工事進捗状況及び他の資料のうち、抽出した一部の資料を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して監査を行った。

また、例月出納検査で指摘したエルデホールでの現金の取扱いについて、現地において実査を行った。

第7 監査の結果

福崎町監査基準に基づき監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に行われているものと認められた。一部改善及び検討を要する事項が見受けられたが、軽微なものについては監査の過程で指摘したので本報告では省略している。

エルデホールにおける施設使用及びチケット販売に伴う現金の取扱いについては、収納した現金の指定金融機関等への速やかな払込みでは一定改善が見られるものの、窓口等での現金の収受から現金取扱簿等の作成・整理、複数職員による確認、払込みに至る一連の処理手順において未だ改善すべき点が見られることから、できる限り速やかに適正な管理方法を確立されたい。

町財政は、今後とも非常に厳しい状況が続くと見込まれることから、下半期においても歳入歳出の両面から引き続き財政状況の改善に取り組まれるとともに、新たな行政改革方針や方策の策定、来年度予算編成過程での具体化に全力で取り組まれたい。